

平成 22 (2010) 年版 環境白書 正誤表

頁	項目	正	誤
20	(6)PCB廃棄物の適正処理の推進	PCB廃棄物を保管している者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法によって毎年、県に対しての届出が義務付けられており、平成21(2009)年度には 1,193 事業場から届出がありました。	PCB廃棄物を保管している者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法によって毎年、県に対しての届出が義務付けられており、平成20(2008)年度には 823 事業場から届出がありました。
20	表 1-1-15	以下のとおり	(略)

表 1-1-15 PCB廃棄物保管届出状況(平成 21 年度届出分)

PCB廃棄物の種類	事業場数	数量	
高圧コンデンサ	917	7,080	台
低圧コンデンサ	88	10,362	台
高圧トランス	202	1,240	台
低圧トランス	24	41	台
柱上トランス	7	40,110	台
安定器	266	75,841	台
廃油	47	153	t
汚染布	23	3	t
その他機器	106	3,457	台
その他	33	91	t

- ※ 事業場数は種類・単位ごとにカウントしています。
- ※ 「安定器」は、主として事務用の蛍光灯に用いられていたものです。
- ※ 「その他機器」には、コイル、整流器、「その他」には、汚染汚泥、ノーカーボン紙などが含まれています。
- ※ 廃油、汚染布、その他については 1ℓ=1kg として換算